

LPガスの商慣行の適正化に向けた取組宣言

2024年4月2日に公布された液化石油ガス法の改正に伴い、
当社は以下の行動指針を定め、今後も取引の適正化および料金の透明化に取り組んで参ります。

1. 過大な営業行為の制限

- ① 正常な商慣習を超えた設備貸与等の営業行為を行いません。
(エアコン インターホン等ガスに関係ない設備の貸与等を行いません)
- ② 消費者の事業者選択を阻害する恐れのある、LPガス事業者の切り替えを過剰に制限する
ような条件付きの契約締結は行いません。

2. 三部料金制の徹底

- ① 基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制を徹底し、LPガス料金の透明化を図ります。
- ② エアコン インターホン Wi-Fi 機器等LPガス消費に関係ない設備費用の料金計上をしません
- ③ 賃貸住宅向け料金については、設備料金の徴収を行いません。

3. LPガス料金等の情報提供

- ① 賃貸住宅等の入居希望者にはオーナー様、不動産管理会社様、不動産仲介業者様を通じてLPガス
料金の事前提示が出来るよう努めます。

以上のことをすべての関係者に周知し 信頼関係を深めてまいります